

掛川市条例第41号

掛川市ステンドグラス美術館条例をここに公布する。

平成26年12月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市ステンドグラス美術館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、掛川市ステンドグラス美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ステンドグラス並びにステンドグラスに関連する資料及び美術品（以下「ステンドグラス等」という。）に関する市民の知識及び教養の向上を図るとともに、市民文化の発展に寄与するため、掛川市ステンドグラス美術館（以下「美術館」という。）を掛川市掛川1140番地の1に設置する。

(事業)

第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ステンドグラス等を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) ステンドグラス等に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) ステンドグラス等に関する解説書、図録、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (4) ステンドグラス等に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (5) 他の施設と協力し、情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するため、教育委員会が必要と認める

事業

(開館時間等)

第4条 美術館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(美術館の管理)

第5条 美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行う美術館の管理の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 美術館の使用の許可に関する業務
- (3) 第10条のステンドグラス等の利用の許可等に関する業務
- (4) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 建物、設備、ステンドグラス等を汚損し、又は損傷するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の管理上必要な指示に従わない者

(使用の許可)

第7条 美術館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、美術館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 美術館の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、美術館の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、美術館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(ステンドグラス等の利用許可等)

第10条 学術研究等のため、ステンドグラス等の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「ステンドグラス等の利用」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、ステンドグラス等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、ステンドグラス等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、ステンドグラス等の利用を許可しない。

(1) 利用目的に違反すると認めるとき。

(2) 商業宣伝、営業等の行為が主たる目的であると認めるとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ステンドグラス等の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第11条 美術館に入館しようとする者は、指定管理者に対し、美術館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料金の額は、第1項の利用料金にあつては別表第1に定める金額の範囲内において、第2項の利用料金にあつては別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により建物、設備又はステンドグラス等を損傷し又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないときは、この限りでない。

(美術館協議会)

第15条 法第20条第1項の規定により、美術館に掛川市ステンドグラス美術館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、10人以内で組織する。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、美術館の管理を行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、第16条の規定の例により行うことができる。
- 3 第11条第4項の規定による承認は、この条例の施行前においても、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

別表第1（第11条関係）

区 分		1人1回につき
個人	一般（高校生を含む。）	500円
	中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料
団体	一般（高校生を含む。）	400円
	中学生、小学生及び小学校就学前の者	無料

備考

- 1 「一般」とは、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 団体とは、20人以上の場合をいう。

別表第2（第11条関係）

区 分	1 日	半 日
美術館を使用する場合	18,510円	10,280円

備考

- 1 「1日」とは、4時間を超え8時間までの使用をいう。
- 2 「半日」とは、4時間までの使用をいう。